

生駒市内の公共交通サービスのあり方の検討について（案）

1. 検討の経過

(1) 検討の開始（平成 25 年度 第 3 回協議会）

平成 23 年 10 月から、本町地区、南地区の 2 地区 3 路線での公共交通サービスの提供が始まり、一定の成果が得られたことから、それまでに十分に検討することができなかった生駒市の公共交通のあり方について検討を進める。

- ・生駒市地域公共交通総合連携計画の記載内容の抜粋、検討にあたっての視点を示した資料の提示
- ・委員からの意見を聴取

(2) 委員からの意見、市（事務局）の見解のとりまとめ

（平成 25 年度 第 4 回協議会、平成 26 年度 第 1 回協議会）

3 つの視点からの意見が出された

- ①高齢者等の交通手段の確保について
- ②市内の移動利便性の改善について
- ③公共交通の利用促進・公共交通サービスの維持について

2. 今後の検討の進め方（内容）

- ・意見の聴取を引続き行う。
- ・多数の意見の中から、まず、資料 6－2 「生駒市内の公共交通サービスのあり方について」の 2 ページ 2. 市内の移動利便性の改善についての ①「南北に長い市域の公共交通ルートの検討」を市内の公共施設や商業施設などへの公共交通網の現状を資料として示したうえで検討する。（資料 6－3 市内公共交通と公共施設、商業施設、病院 参照）
- ・新たな公共交通サービスの提供方法の検討を行う。

（例）あすか野地区での事業者による路線の延長運行への支援（事業者の負担で実施中）

（現在当市では路線バス運行に対する補助はしておらず、市の公共交通に対する補助は、コミュニティバス運行及び高齢者等交通費助成となっている。）

- ・市民の将来の生活を支え良好なまちづくりにつなげるという地域公共交通総合連携計画の目的を達成するために、上記検討内容を反映するべく、同計画の改訂が必要になる箇所及び同計画の改訂時期を検討する。